

令和6年度 釜石市立釜石東中学校 いじめ防止基本方針

平成26年度制定

平成29年度改定

平成30年度改定

令和4年度改定

1 いじめ防止基本方針策定の目的

いじめは、いじめを受けた生徒の尊厳を傷つけ人権を著しく侵害し、心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見、いじめに対する措置などいじめの防止等に対する基本方針を定め、全ての教育活動を通していじめの防止等に当たることを目的とし制定する。

2 「いじめ」とは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

<「いじめ」認知の4条件>

- ① 行為をした者も行為の対象となった者も共に同じ学校に在籍していること。
- ② 両者の間に、一定の人的関係が存在すること。
- ③ どちらかが、心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 行為の対象となった者が、心身の苦痛を感じていること。

「自分より弱い者に対して」「継続的に」「深刻な苦痛」の要素は含まれない。

<いじめの積極的認知について>

- ・「ごく初期のいじめ」「好意から行ったが、意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知する。
- ・「けんか」についても、その態様を確認した上で、積極的にいじめと認知する。

3 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめの防止については以下のことを基本として取り組む。

- (1) 自分が人に言われたりされたりして嫌なことは人に言ったりしたりしないことを守るべき生活のルールとして定着させる。
- (2) いじめは「しない・させない・許さない」を合言葉に、いじめをしないことのみならず、いじめを見て見ぬふりをしない態度を養う。
- (3) 日常生活で「ありがとう」という感謝の言葉を大切にし、人と人とのつながりを築く。
- (4) いじめの未然防止に力を入れるとともに、いじめの早期発見と、発見した際には速やかな解決に向けた対応を行う。

4 いじめの防止等のための指導体制（組織）

いじめ等の防止については、生徒指導・いじめ対策委員会を中心として、全教職員の共通理解のもとで取り組む。

生徒指導・いじめ対策委員会の役割は以下の通り。

(1) 目的

いじめの防止及びいじめ問題に速やかに組織的に対応することを目的として設置する。

(2) 構成員

校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 教育相談担当 スクールカウンセラー、その他関係職員で構成する。なお、必要に応じて、専門家（児童福祉司）や関係者（PTA 代表、教育委員会担当者）を加える。

(3) 役割

- ① 本校におけるいじめ防止等の全体計画に関すること
- ② いじめの有無の確認に関すること
- ③ いじめ問題の解決に関すること
- ④ 本校におけるいじめ防止等の対策に関すること

(4) 開催について

各学期に定期的を開催する他、いじめが発見された場合及び疑われる場合や保護者からの訴え・相談があった場合に開催する。

5 いじめの防止（未然防止）のための取組

いじめの防止（未然防止）のために、規律ある生活態度で授業や行事、部活動、生徒会活動に主体的に参加・活躍できる学校づくりを行うことを基本とし、いじめが生まれにくい学校風土を作り出すよう、以下のことに取り組む。

(1) わかる授業づくり

学力に対する不安や授業がわからないことによる学習意欲の低下が、学習規律の乱れや授業中のひやかしやからかいなどを生じさせ、いじめを生む土壌になる。生徒一人ひとりが達成感や充実感が持てるわかる授業づくりが学力の向上はもとより、生徒指導上の諸問題の未然防止につながるという視点からわかる授業の実践に努める。

(2) 生徒一人ひとりの居場所づくり

学校が生徒にとって安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所となるよう、生徒一人ひとりの居場所づくりを行う。

(3) 生徒相互の絆づくり（自己有用感を育む指導）

生徒同士が主体的に一緒に活動することを通して、互いのことを認め合ったり、他者の役に立っていると感じたりすること（自己有用感）で、心のつながりを感じさせることがいじめの防止につながる。学級活動、生徒会活動、行事において、生徒が他の人から認められる喜びに気づき、自ら進んで他の人や集団に貢献する態度を育む。

(4) 道徳教育及び体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、人と交流する能力の素地を養うことがいじめの防止につながる。道徳教育の一層の推進による道徳心の育成と朝読書や合唱への取組、優れた芸術の鑑賞等を通して豊かな心を育む。また、ボランティアや職場体験学習による地域の方々との交流を通し、将来への夢や希望を育み、社会性を養うことでいじめの防止につなげる。

(5) 生徒が自主的に行う未然防止にかかわる活動への支援、および啓発活動の推進

生徒会が主体となって取り組むいじめ防止活動を積極的に支援するとともに、校報による啓発等、生徒、保護者、地域に対し、いじめの防止を認識してもらう取組を推進する。

(6) 伝え合う力（人間関係を築く力）の育成

相手の意見・考えを思いやりの心を持って聞く態度と、相手の意見・考えを尊重しながら自分の意見・考えを相手に伝える力を養うことで、良好な人間関係を築く素地を培う。そのために、コミュニケーションスキル（聞く・話す・話し合う 力）の定着を図る。

(7) インターネットに関わるいじめに対する対策

インターネットの利用に関する実態把握に努め、教科及び道徳の時間、生徒への講話など情報モラル教育や啓発を行う。その際、インターネットのいじめが重大な人権侵害であり、刑法上の罪や民事上の損害賠償対象となりうることを理解させる取組を行う。また、保護者に対する啓発を行い、家庭と協力した防止へ向けた取組を行う。

(8) 特に配慮が必要な生徒への支援

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。また、該当生徒の保護者との連携、周囲の生徒に対する指導を組織的に行う。

＜特に配慮が必要な生徒とは＞

- ・発達障がいを含む障がいのある生徒
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、また国際結婚の保護者をもつ生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に関わる生徒
- ・東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

6 いじめの早期発見のための取組

いじめの早期発見については、生徒の小さな変化に気づかずに見過ごしたり、せっかく気づいたいじめを見逃したりしないようにすること、気づいたいじめについては教職員で情報を共有し速やかに対応することを基本とし、以下のことに取り組む。

(1) 生徒の小さな変化を見逃さない取組

ア 担任による、朝の短学活の際の健康観察、毎日の生活の記録ノート（やりとり帳）の点検、遅刻・早退・欠席状況の確認等を行う。

イ 授業中の様子で気になること（冷やかし、からかい、目配せ、仲間はずれ等）がないか、休み時間などに遊びやふざけと見えるものに気になるものはないか等、教職員間の情報交換を密にして生徒の変化を見逃さない。

ウ 生徒理解についての会議や定例職員会議において情報交換を行い早期発見に努める。

(2) アンケート調査の実施によるいじめ等の把握

ア いじめの早期発見のため生徒に対するアンケート調査実施（毎月1回）

イ アンケート実施後、教員間でアンケート内容を共有する。

ウ 聞き取り等が必要な生徒について教育相談を行い、指導が必要な場合は、生徒指導・いじめ対策委員会で方針を立て指導に当たる。

(3) 教育相談の実施による早期発見・早期対応

定期的な教育相談期間を設け、希望者を対象とした教育相談や全生徒を対象とした教育相談を行う。

(4) いじめに関わる相談体制

生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに関わる相談を行うことができる関係機関を周知する。（「いじめ110番」等）

7 いじめに対する対応

(1) 教職員はいじめやいじめと疑われる行為を発見、または、本人及び保護者から相談を受けた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、いじめに関する報告があった場合は、生徒指導・いじめ対策委員会を開催し、いじめの有無の確認のための対応を行う。

(3) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導・いじめ対策委員会が中心となって問題の解決に取り組む。その情報は、いじめ防止対策推進法の規定に則り、全教職員で情報を共有し、同一步調で対策に取り組む。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた生徒等が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、警察署と連携して対処し、生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに警察に通報し、援助を求める。
- (6) いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは、以下の通り対応する。
 - ア 教育委員会へ事態発生について報告する。
 - イ 教育委員会の指導・助言のもと学校が主体となって調査を行う場合は、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
 - オ 教育委員会が主体となって調査を行う場合は、資料の提出など調査に協力する。
- (7) いじめが解消されたと確認できるまでは、指導を継続し、生徒指導委員会で経過や指導方針を確認する。いじめ解消の最低条件は、以下の2点である。
 - ① いじめの行為が少なくとも3か月以上止んでいること。
 - ② 被害者が、心身の苦痛を受けていないこと。その判断は、本人及びその保護者に対して面談等を行って確認する。

8 保護者との連携・協力

- (1) 保護者は、いじめが疑われる場合など気になる様子がある場合については学校（担任）に速やかに連絡する。
- (2) 学校は、いじめがあった場合は事実関係を把握したのち、速やかに関係する生徒の保護者に連絡し、保護者と情報を共有しながら解決に向けた対応を行う。
- (3) 保護者は、いじめがあった場合においては、生徒のよりよい成長を図るうえから、学校と連携・協力して問題の解決に当たる。

9 地域との連携

- (1) 学校はあらゆる機会をとらえて、地域の方々にいじめを含め生徒の様子で気になることがあった場合の情報提供をお願いする。
- (2) 校報・学級・学年通信やPTA組織を通して、学校としてのいじめに対する取組を周知させる。

10 関係機関との連携

いじめを把握した場合は、学校は教育委員会に速やかに報告する。また、必要に応じて専門機関・関係機関の協力を得ながらその解決を図る。

11 校内研修

いじめ防止への適切な対応を図ることを目的に、いじめの防止等に関する校内での研修会を年1回以上実施する。

12 評価

学校評価において、本校のいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面接、校内研修会等の実施状況）を評価項目に位置づけ、取組改善に資する。